

本田財団レポート No.44
「新しい情報秩序を求めて」
電気通信大学助教授 小菅 敏夫

講師略歴

小菅 敏夫（こすげ としお）

昭和14年 横須賀に生まれる。

昭和39年 国際基督教大学社会学科を卒業。

昭和46年 電気通信大学助教授 現在に至る。

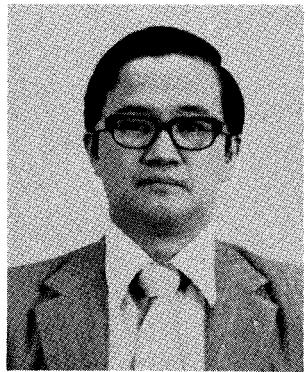
専 門 社会情報学

著 書 国際法の基礎（青林書院新社）

このレポートは昭和59年5月30日、パレスホテルにおいて行われた第36回本田財団懇談会の講演の要旨をまとめたものです。

はじめに

今日与えられましたこの時間を使いまして、「新しい情報秩序を求めて」という題で、国際的な情報の流れあるいは国際的な電気通信のあり方というような問題に主点を置いてお話を進めさせて頂きたいと思っております。



国際的電気通信政策の問題点

情報化社会へ急速に発展しております日本におきましても、激しく進歩する技術開発、あるいは拡大発展する市場構造、それに伴います新しい国内政策、そして諸外国の多様化する政策などから生じます諸問題に政策立案者が取り組むにつれまして、国際電気通信、あるいは情報に関する問題というのは今や大変注目され、重要になって来ています。発展しつつありますこの情報化社会に日本がいかに対応するかを決定するに際しましては、立法府であります国会の動きが重要であります事は皆さん御存じの通りであります。現在、電気通信事業法でありますとか、あるいは電信電話会社法というような重要な法律案が提出されているわけであります。

情報産業は我が国におきましても重要な産業分野の一つになっておりまして、高度情報化社会の到来と共に更に成長発展する産業です。しかし、更に重要な事はデータ処理、あるいは電気通信、およびその他の情報技術が、他の産業における生産性の向上と、生産力の拡大および経済全般の持続的発展を支えているという事です。現在および将来にわたりまして、他の国々が色々な国際的な場で見せる動きというものは、情報技術の持つ経済的及び社会的潜在可能性を開拓するに当たりまして、将来のチャンスあるいは制約条件というようなものを決定してしまう事になるのではないかと思われます。実際上これらの決定は勝者と敗者というようなものを産み出し、国際的な情報ゲームを開拓する為のルールを定める事になるのではないかとも思われます。もし日本が国の利益を増大させる為に、新しい国際電気通信あるいは情報体制を実現しようとすれば、現状に頼る事はもはやできないだろうと思われます。主として受け身の役割を演ずるよりは、変化する技術的および経済的、更には政治的環境を反映する革新的なアプローチを開拓する事がますます重要となるのではないかと思われます。

● 基本的な問題点

そこでこの問題を考えるに当たりまして、政策を考える上で、注意すべき点としていくつか見てみたいと思います。今ここで検討しております国際的な電気通信あるいは情報というような問題が、複雑でありあるいは相互に関連しているという事から、効果的な国際電気通信政策とか情報政策を作る事は大変困難な仕事になって来ています。色々な政策がしばしば互いに競合しているというような事実が、国際通信あるいは情報問題を分析する作業を更に複雑にしております。これは我が国におきましても、こういった分野の管轄をめぐりまして郵政省とか通産省との間のかなり激しいかけひ

きが見られるわけであります。

更に、国際電気通信あるいは情報問題が含んでおります学際的な性格の故に、政策決定者にとりましてはいくつかの難しい問題が生じるわけであります。

まず数多くの様々な事項について専門知識を理解し発展させる必要性があります。すなわち職務の高度な特殊化であるとか、あるいは分権化の時代におきましては、ますます困難な仕事と言えるかと思います。

更に、決定を下すのに必要な信頼できるデータが、この分野ではしばしば欠けているという事もあります。

又、今後ともこれらの分野に関係を持つものが増加すると同時に、国際電気通信あるいは情報政策に関する決定内容に利害関係を有しているというような事が出てくるわけであります。これは例えば複数の電気通信事業者であるとかサービス事業者というようなものが、こうした分野にも現われて来るというような事から言えるのではないかと思います。

更に政策を考える上で注意すべき点としては、技術的な発展というような事が言えるのではないかと思います。電気通信であるとか、あるいはデータ処理技術とかが急速に進歩するのに伴いまして、経済成長の新しいチャンスが産み出され、又一連の新しい製品であるとかあるいは新しいサービスが提供されるわけであります。

例えばこのコンピューターの分野では、マイクロ・エレクトロニクスの進歩によりまして、大幅に低下しましたコストで能力を増大させ、あるいは計算スピードを著しく速める事が可能になっています。今日100円でできる計算は1950年代では多分 280万円位かかったというように今は言われています。それと同時に計算スピードは増しまして、部品のサイズは急激に小さくなりました。更に、新しい蓄積装置はコンピューターの容量を増し、更にソフトウエアの改良によりまして、多くのユーザーが今や技術的な訓練を受けなくてもコンピューターを利用できるようになっているという事は、皆さんもご存知の通りです。

又、電気通信の分野で見ますと、例えば無線周波数のより優れた扱い方が安いコストで可能となっております。今日の通信衛星の容量は15年前と比べますと50倍に増えております。その回線あたりの年間コストは1／45ほどに減少していると言われております。

このように新しい交換技術、あるいは光ファイバーの進歩、あるいはマイクロ・ウェーブ技術の開発によりまして、高度な電気通信の能力とシステム化の可能性が、更に高まったわけです。

●複合的な問題点

これらの二つの技術の相互作用によりまして、新しい開発、あるいは新しい製品および新しいサービスにとって、大変良いチャンスが生じているというように言えます。今日の電気通信ネットワークの心臓部分はコンピューターでコントロールされました電子交換機であるという事ですけれど、同様に分散化したコンピューター設備が、今や網の目のように広がった電気通信回線により、つながっているわけであります。

一番重要な事は、この技術の融合により、革新的な方法で応用されうる新しくかつ

改良された能力が発揮される事であります。例えば電子メッセージシステムとかビデオのテキストであるとか、あるいは先般ＮＨＫも始めました直接放送衛星というようなもの、これらは新しい混合システムの例であります、あるいは改良されましたビデオ技術もこれと関連していると言えます。

これらの技術開発のもたらす影響は大変大きいわけで、現代の技術は距離という伝統的な障害をなくしてしまったわけでありまして、通信が世界的に可能となり、ビジネスのやり方を変え、あるいは製品の作り方をも変えております。システムは本来的に直ちにグローバルなものであり、新しい市場への参入、あるいは新しいサービスの提供を可能にしたわけであります。同時に古い定義はもはやその有効性を失いまして、新しい基準を案出し、新しい技術を取り入れる為には、改革が行なわれなければならないと思われます。

こうした革新のペースの速さが、調整の手続きを更に複雑にしているわけでして、いわゆる特定分野での主導権が短期間に移行するというような事があるわけであります。更にその技術により、もたらされる応用面の多様さと範囲とは以前可能であったよりももっと選択の幅を広げているわけです。

新技术の将来というのは、それらが可能な限り、安い価格で効率的である場合にのみ完全に花が咲くという風に言われるわけですけれども、この応用面における人為的な障害は、経済的なものであろうがなかろうが、工業国はもちろん、開発途上国双方において新しい技術の発展を阻害するという風になります。この点につきましては後ほどトランス・ボーダー・データ・フローのところでも申し上げたいと思います。

更にもう一つ重要な点として、変わり行くマーケットの構造という点があげられるのではないかと思います。技術的な発展というのは、又市場の構造に対しまして重要なインパクトをもたらしているのであります、製品というものはある産業、又は他の産業に属するものとして、明確に区分する事はもはやできないような状況になっているわけであります。色々な種類の会社が、例えばデータ処理やあるいは電気通信サービスを、従来からのビジネスの延長線で行なっていたり、あるいは全く新しい事業として販売したりしているわけであります。更に電気通信産業への新規の参入者が次々と現われて来ているわけであります。アメリカは依然として最大かつ一般的に最も成熟した市場ですが、日本を含めて世界の市場は急速に拡大しております、例えばこの電気通信機器だけを見ましても、世界の市場は1980年には400億ドルであったものが、1990年には900億ドルになると推定されております。電気通信及び情報関連の製品とサービスというようなものは次の10年間に更に成長する事が、そういう意味では期待されているわけであります。

更に同じく重要な事は、これらの技術が他の産業を支えるのに果たしている役割というものがあると思います。例えば金融業、あるいは保険業というのは、効率的に機能し新しい商品を出す為には、ますますこの電気通信、コンピューターの機器およびサービスを頼りにしているわけであります。特に国際市場で競争しているサービス産業の能力は、効率的な電気通信およびデータ処理サービスを利用できるかどうかにかかっているわけであります。日本におきましても、国際収支上サービスという部門がしめる重要性が増すにつれまして、効率的なコスト効果のある情報伝送処理の重要性は

同時に高まっているわけです。

更に重要な事は、伝統的な産業の活性化を計るに際しまして、情報技術の果たす役割であるだろうと思います。コンピューターと電気通信を使用する事で、生産工程を合理化し、お客様の注文に応じて、これらの産業も外国からの厳しい競争に対抗できると言われています。

●アメリカの政策

更にもう一つ重要な点といたしましては、いわゆる各国の国内政策が変わって来ているという点ではなかろうかと思います。特にアメリカ、日本、その他西欧諸国の事を少し見てみたいと思います。

アメリカにおいて、情報とか電気通信の分野におきますデ・レギュレーション——「デ・レギュレーション」あるいは「リ・レギュレーション」、日本語ではこれを「非規制化」と訳す場合が多い——の進行は、大変目を見はるものがあります。アメリカでは既存の法律および規制の枠組みが技術の進歩と市場の変動によってもたらされた変化に照らしまして、再検討されて来ているわけであります。もちろんアメリカでも伝統的には電気通信産業は強く規制されまして、二、三の大規模なサービス提供業者から成っていたわけです。しかしながら、過去数年間にわたりまして、議会およびFCCと呼ばれる連邦通信委員会はこの分野における国内通信あるいは情報だけでなく国際通信及び情報サービスの分野における競争を更に促進させようとして来ているわけです。

アメリカ国内におきましてはご存知の通り、日本でニュー・メディアと言われているような分野は、既に非常にたくさんの中規参入者が出て参りまして、デ・レギュレイトされている制度の中で数多くのサービスが提供されるというような状況になっています。もちろん電気通信の分野をプロパーに見ましてもAT&Tの分割であるとか、あるいはその他複数のコモン・キャリアーの登場であるとか、あるいは従来電話の分野には進出できなかったその他の通信業者がそれらの垣根を取り払う事によって国内においても自由に電気通信および情報の分野での業務を始める事ができるというような状況になっております。

一方、国際通信の分野におきましても、従来のAT&Tに加えて国際電信および電話の分野、あるいは衛星を使いました通信というような分野に新しい参入者が出てきています。

これらアメリカの努力の基礎には市場への参入を容易にし、価格規制を緩めれば、競争者数の増加が促進され、技術革新あるいは新しい製品およびサービスを産み出し、消費者向けの価格を下げるという信念があります。この事から逆に考えますとその裏にはアメリカの電気通信業者が国際的な競争力を維持できるようにして、国内の経済成長に対する刺激とする、というような考え方があるものと思われます。

アメリカの国際電気通信業界に対するこれらの国内政策の効果はかなり顕著に出てきています。例えば連邦通信委員会におきます決定であるとか、あるいは議会内におきます立法措置は、アメリカ国内の国際電気通信サービス事業者間での競争を促進する事を意図していたわけです。

これらはアメリカの国際的立場と国内的姿勢とを調和させる努力の反映とも言えるわけです。他面、電気通信関係の製品とサービスの供給者を多様化させようとします国内政策の当然の結果のようにも思われるわけです。これらアメリカの企業は今や急速に拡大しつつある国際市場の有する成長可能性に注目しているわけです。

また、アメリカの政策決定者の間には国内的にうまくいったものは世界的にも同様のやり方でうまくいけるという信念が見られるという点もあるかと思います。これはアメリカにおける国内政策の国際化といいますか、国内政策を国際社会に押し広げるというような伝統的な外交政策ともつながっているかと思います。

● アメリカ以外の国の政策

これに対しまして、日本、ヨーロッパ等の先進諸国を含めた大多数の国々は、最新のデータ処理及び電気通信技術の国際化を利用して、現在アメリカが支配力を有しております、これから成長が見込まれます国際市場の一部で競合しようとしているわけです。もちろんそうした国々の中には、コンピューターおよび電気通信問題を情報技術を育てる機会であり、国内産業政策あるいは国際問題といったより広い問題の一部と見なしている国もあります。また地場産業の開発、あるいは国家の安全保障の確保といった特定の問題分野に焦点を当てているような場合もあります。しかし、こうした関心が何であれ、経済成長と国の存立にとっての電気通信その他の情報技術の重要性について認識を深めて来ているわけです。これらの国々は色々なやり方で変動しつつある技術分野に対応しているわけです。

また、開発途上国の国々の中には、国内産業の発展と地場産業製品の輸出を助成する国家計画に既に着手している国もありますし、ヨーロッパ諸国の中には電気通信およびコンピューター技術の導入から生ずる問題を研究致しまして、それらに対処する政策の策定に努めている国もあります。例えば、コンピューター・セキュリティーであるとか、個人のプライバシーの問題、あるいは文化の独自性といった分野の問題が例としてあげられます。

また、情報の流通に対して色々な障壁を設けまして外国の競争者が自国の市場に参入するのを困難にしているような国もあるわけです。

また、日本やイギリスでは、伝統的な独占形態を廃止したり、既存の電気通信サービス提供者である政府事業体に対する民間の競争を活発に行なわせようとしたりしています。そういう意味でアメリカを除くその他の国々でもその国内政策上の流れの変化が起こって来ている事は事実であります。

● 国際的な問題

このように、国際社会におきます国際電気通信あるいは情報政策における多様性に見るごとく、アメリカの見解が必ずしも広く受け入れられると見ると見るのはできません。国際的な場への競争を礼讃するようなそういうアプローチの適用可能性につきましては論議が続いているわけです。国際電気通信あるいは情報政策を決定する際には、他の国々の見方を考慮に入れなければならないのであります。異った哲学を有する国々に押しつけする事はできないという事が、国際社会で一般的に認識されているわ

けです。これにつきましては例えば、通信主権であるとか、情報主権というような言葉が使われている事はご存知の通りです。

更に国際電気通信回線を設定するには他国の関与が必要です。この事はある一国の国内政策が一方的には適用され得ない事を意味しているわけであります。更に国際電気通信とか情報の問題には、国内の場合には関係のない外交政策であるとか、あるいは貿易に対する配慮が付加的にからんでいるわけです。このように国際間における政策の整合性の問題が重要である事がこの事からも分って参ります。

このように国際電気通信あるいは情報の分野というのは世界各国で進められております新しい政策と相まって、一つの転換期にあるという事が言えます。急速な技術的進歩が新しい製品、新しいサービス、市場への新規参入、コストの削減、あるいは近代技術の普及の機会をグローバルな規模でもたらしているわけです。政策決定者にはこれらの発展に伴ってもたらされます可能性を広げる良いチャンスが来ているわけです。しかしそれを実行するには既存の管理および規則のしきみの制約を排除して、新しい世界環境へアプローチする革新的なやり方を開発する必要があるわけです。

電気通信分野における世界的構造

そこで簡単に電気通信の分野におきます世界的な構造について見てみたいと思います。

現在地球上には独立国家は160ヶ国近くありますが、先程申し上げました電気通信の分野における国内的な構造という点から見ますと、民間がサービス、設備の基本的な提供をしている国はアメリカを除きましては存在しません。アメリカのあり方というのは、電気通信の分野における構造という面から見ますと大変例外的である事がわかります。アメリカがとっておりますデ・レギュレーション政策であるとか、あるいはマーケット・オリエンテッド・ポリシーというような言い方は、そういう意味では民間主導の電気通信の構造というものから出て来ているというようにも言えるわけです。

それに対しまして、共産圏はもちろんでありますが、日本を含めてヨーロッパ等におきましては、一部民営化の動きはありますけれど、大部分の国的基本的な電気通信設備あるいは郵便、電信、電話というようなサービスを政府の機関が所有または運用しています。しかし日本もデ・レギュレーションとか競争の原理の導入というような事が今盛んに言われておりますと、一部VANというようなサービスに関しましては民間の業者の参入が認められて来ているわけです。あるいはイギリスにおきましては、ブリティッシュ・テレコムというような公社への移行と、さらにはマーキュリーといったような、完全に民営の電気通信業者を作るという非常に限られてはいますが、一部そうした民間化の動きはあるわけです。しかし全体的構造を見ますと、アメリカは完全な民間サービス、その他の国は国家あるいは政府が所有又は運用している、というように色分けされているわけです。

電気通信とか情報処理とかいうような分野における外国の企業が、そうした構造の中で効果的に競争する能力をどのように持って行くかという問題は大変難しい問題です。例えばアメリカに対応して、日本とかヨーロッパ、それからアメリカの業者が

日本やヨーロッパに進出して来るというような例があります。あるいは比較的結束の強いECといわれているような国々では、ECの域内における電気通信や情報政策の共通化というような事を通して、今度は域外に対する障壁を作るというような動きが実際には出て来ているわけです。その意味ではECと日本、あるいはアメリカというような対応が先進諸国間で出て来ているわけです。

更にもう一つ構造的な問題では、国際的な電気通信設備を提供します業者の問題があります。すなわち、国際的な電気通信設備として具体的に皆さんもよくご存知のインテルサットという組織があります。これは1964年に国際社会で作られまして、1973年から政府間の国際組織として宇宙部分を運用管理しまして国際的な通信あるいは情報の流れに対するサービスを提供している機関であります。これはもともとアメリカが世界的に唯一の国際的な電気通信設備を提供する国際機関として設定しようと呼びかけて作られたわけです。これは既に100ヶ国余の加盟国を持つ大変大きな国際組織であり、サービス提供という国際協力の形としてはユニークな国際組織として機能しております。これは国際電気通信に関しましては今一元的に行なわれておりますのは、もちろん海底ケーブルはありますが、宇宙通信という分野ではこのインテルサット、さらに海上移動の船舶と海岸局等の通信に関しましてはインマルサットという組織があります。あるいはインターポートニクという十数ヶ国の共産圏の国々で作っている組織があります。こういうような組織が存在しているわけですが、しかし圧倒的にはインテルサットが電話を始め、電話その他のサービスをしています。

しかしながらこの分野におきましても、国際電気通信サービスあるいは設備の提供という事に対して、デ・レギュレーション、あるいは競争原理の導入というような事が、例えばアメリカにおいて言われて来ているわけです。構造的な変革を求める動きとして、アメリカにおきましては民間の会社が自らの通信衛星を使って、例えば大西洋地域など特殊な分野での国際的な通信サービスを提供するというような提案が既に何社からか出て来ているわけです。これは明らかに従来の国際電気通信あるいは情報の分野における構造に対する変革を求める動きであります。地域的なものとしては既に皆さんも御存知の通り、インドネシアが打ち上げておりますパラバというシステムがあります。これはASEAN諸国が利用している通信衛星システムであり、更にはヨーロッパ地域におきましてはユーテルサットという衛星を利用しての国際的な通信衛星サービスの提供を始めようとしています。あるいはその他アラブサットとか、いわゆるリジョナルな分野でのサービスを提供するというような試みが既に出て来ているという事からも、いわゆる国際通信の分野における構造的な変革というようなものが表われてきているという事が言えると思います。もちろん我が国でも環太平洋通信衛星の提案など二、三既に民間の側から出ているというような事も皆さんご存知の通りです。

こうした変化しつつあり、また基本的に異っております状況を想定致しますと、各国は電気通信や情報の分野における外国企業に対する姿勢を再検討するという問題に直面する事になるかもしれないわけです。業者や政府関係者は市場参入に関して設けられつつある制限から各国の企業を守りながら、同時に外国における新しい政策がもたらす良い機会をどのように利用するかを決める必要が出て来るわけです。

越境データ流通の問題

こうした国際的な電気通信あるいは情報の問題は我が国にとっても重要な問題であるという認識を深める必要があり、又これに対する対応をせまられているという事につきまして、少しお話しさせて頂きたいと思います。それは、越境データの流通と呼ばれている問題についてであります。トランスポーダー・データ・フローという言葉で呼ばれているわけですが、トランスポーダー・データ・フロー、すなわち越境データ流通の標題のもとに分類されます様々な政策に関する事柄は、コンピュータ技術と電気通信技術の融合と、グローバルなコミュニケーションの進展によってもたらされました変化に対する反作用と言えるかと思います。

今日、企業間ネットワークは商品の生産を調整する為、市場戦略を展開する為に、そして効果的な会計管理あるいは在庫管理のようなものを行なう為に、国際的にデータを伝送しております。それに加えて銀行や金融サービスといったサービス産業は、必要な情報を世界的な規模で伝送する為にコンピュータおよび電気通信ネットワークが極めて重要であると考えているわけであります。遠隔の分散データ処理に依存する企業が多くなるにつきまして、越境データ流通の量も付随して増加するものと思われるわけです。政府当局は例えば国内産業の育成、経済の全般的発展、あるいは国家主権にとって情報技術がいかなる意味を持つかというような問題について取り組んでおります。

一方、それぞれの国は新しい技術によってもたらされる経済の機会をその国の新しい地場産業を発展させる為と拡大しつつある国際市場のシェアを獲得する為に利用しようと望んでいるわけです。

更に政策立案者はコンピュータと電気通信とが自国に及ぼす否定的な潜在的影響についても懸念しているわけであります。迅速なデータ伝送と衛星によります映像伝送とが日常茶飯事であります世界におきましては、例えば個人のプライバシーに関する権利、あるいは個々の国家の自治権、および文化的価値の維持が特に侵されやすいと考えられております。

これらの懸念の結果といたしまして、多くの国家が国境を越える情報の流通を規制したり、国内市場への外国企業の参入を制限するという行動をしているわけです。越境データ流通に対する障壁は様々な形で現われております、諸国家の懸念や目的が異っている事を反映しているわけです。それらの障壁というものは、プライバシー、経済、国家主権、および文化上の諸問題という風に分類する事ができるかと思います。

● プライバシーの問題

プライバシーに関しましては、国外に伝送されました個人データが乱用される可能性がある事は、最近数年にわたってかなりの関心を集めて来ています。新しいコンピュータ化時代に予感される脅威に呼応致しまして、多くの国家がプライバシー保護法、もしくはデータ保護法を制定して来ております。あるいは現在検討しているわけです。

ほとんどヨーロッパの法律におきましては、例えば自動化されたファイルにのみ言及しておりますが、そうした規定にはアクセス通知、および訂正に関する権利を定め

ました規定はむろんの事、公的なデータバンクおよび民間データバンクに登録を求める規定が含まれております。個人の権利は保護されるべきであり、公平な情報手続きが確立されるべきであるという事につきましては、国際的に一般的な合意が成立しているというように言う事もできるかと思います。

しかし、それと同時にデータベースの構築と個人情報の輸出に認可を得るよう求めているプライバシー規定が、いくつかの国において外国企業の活動を規制する為の道具として用いられるかもしれないという不安が存在しております。特に懸念される事は、ヨーロッパのいくつかのデータ保護法の中に個人と同様に法人にも規定が及ぶようになっている事です。これにつきまして、企業プライバシーに関する法律の有害な効果は外国企業を特定の市場から全面的にしめ出すかもしれないという指摘もされているわけです。

ヨーロッパ諸国で構成しておりますヨーロッパ審議会というものがあり、この審議会でデータ保護に関する条約が近い将来批准されそうであるというような事は、これらの懸念を裏書きしているわけです。あるいは経済協力開発機構、O E C D というのがございますが、この経済協力開発機構の定めました拘束力のないガイドラインを作っておりますが、これも先程述べましたヨーロッパ審議会の条約は個人データの収集を制限し開示を認められた目的に限定しまして、個人に自己の記録を調べ異議を申し立てる事を認めているのですが、更にヨーロッパ審議会の条約は各国のプライバシー法成立を待って実施され、又法人にも適用されるだろうと思われているわけです。

●経済的な問題

次に障害のもう一つと致しまして、経済的な問題がございます。国際間のデータ流通に関する経済的な制限がますます広がっているのにこれらの制限について、体系的な分析はほとんど行なわれていません。それらの制限は電気通信施設の使用を統制し、またその国の市場への参入を規制する為に考えられました関税、あるいは非関税の障壁を含んでいます。それらの障壁の中には、例えば差別的な料金体系、あるいは不統一な技術基準、国内でのデータ処理の要求、あるいは伝送内容の監視、それに市場参入に対する徹底的な拒絶などが含まれているわけです。

現在、外国企業、その多くはアメリカの企業になるわけですが、そういう企業にとりまして特に懸念される問題は、この伝送施設の使用を制限しているという、外国の電気通信規則であります。例えばヨーロッパ諸国が、定まった額で使用の専用回線の利用を制限もしくは拒否しようと決めている事です。これはデータ伝送技術の発達に伴いまして、同じ時間内に大量の情報を送る事ができるような時代になっていますが、それを防ぐ為に定額制の専用回線というものに制限を加えて、あるいはこれを拒否する事によって、量に従った使用料を払わせようというような動きとして出て来ているわけであります。

あるいは日本が以前専用回線の接続先をアメリカ国内の一つの地点に規制しようと努めたような件もあります。これはアメリカにおきますT D F の議論の中でよく引き合いに出されて来た問題です。これは日本とアメリカの回線の設定の場合にアメリカ国内の自由な回線の利用を認めないで、アメリカ国内においては一ヶ所だけでその接

続を認めようとしたわけです。

あるいはカナダの国内で営業しております銀行の、カナダ人のお客様につきます全てのデータは、カナダ国内に保存されるべき旨を定めたカナダの1980年銀行法というのがあります。これは明らかに、アメリカとカナダとの間のデータの流れについて規制を加えるというのが大きな目的であったと言われております。

更には外国のハードウェアおよびソフトウェアの輸入に関するブラジルの制限、あるいは西ドイツの郵電庁、いわゆるドイツ・ブンデス・ポストによりますデータの国内処理を求めている規則などは、全て外国の主官庁が国際電気通信ネットワークおよびデータ処理ネットワークの開かれた利用に対して、経済的な規制を行なおうとする動きの具体的な例と言えます。これは後で述べるように、日本が国際的な活動をしている現状から見ますと、こうした問題はアメリカの企業だけではなくて、実際には日本の企業もそうした障害によって将来情報なり電気通信の分野の問題に關した障壁を設けられるという可能性があります。

●国家主権の問題

更に国家主権というような制限の問題です。国家は無規則な国際間データ流通によって生じます国家主権に対する脅威の存在を認識しているわけです。例えば他の国に設置されているコンピュータシステムによるデータの蓄積であるとか処理は、重要な情報へのアクセスが不注意にか、あるいは政治上の目的のために妨げられるのではないかという懼れを持っています。例えばフランス、カナダ、スウェーデン、それに多くの開発途上国は、このようなブルネラビリティと呼ばれており、国家における脆弱性や外国の企業と多国籍企業にデータ処理サービスをますます依存している事について、懸念を表明しているわけです。

またいくつかの国々では、国家主権ということだけではなくて国家の安全保障が問題になっております。

更に国家が限られた権限しか持たない多国籍企業によって多くのデータ処理あるいは電気通信ネットワークが運用されている事実は、そのような多国籍企業の活動に規制を加えようとする要求を高めているわけです。

これらの主権に関する懸念は実は開発途上国においても特に重要な意味を持っているわけですが、しかし開発途上国だけではなくて、先進国の中でもこうした問題が実際にはおきつつあるという事が言えるかと思います。これに関しましては、例えば新国際情報秩序という言葉の中で、あるいはその概念の中でこうした問題が議論されているという事は、ご存知の通りでございます。

●文化的な問題

更に文化的な問題に関して、国家の情報の流れを制限する問題としてあげられるものに、マス・メディアの問題と国際間を流通する情報の内容を統制する試みがあります。国家の中には外国のデータ・バンクの使用、あるいは外国メディアの支配、あるいは外国で作られたニュースや娯楽番組の放送を文化遺産を脅かすものと見なしている国もあります。先進国、途上国を問わず、こうした文化的な侵略に対する懸念は広

まり、外国製番組の侵入や、外国製データベースの支配に対して、異論を唱えるようになって来ています。これは先進国ですとカナダとアメリカにおけるテレビ・メディアに関する問題などは大変顕著です。

このように情報技術の進歩は、文化的侵略という言い方が果たして妥当かどうかわかりませんが、そういうものについての従来からの懸念を一層大きくしております。音声及び映像伝送がデジタル形式で送られるようになりますから、送られている情報のタイプを区別する事が困難となっているわけです。

例えは直接放送衛星システムの実施に向けて、急速な発展をとげているわけですがこの衛星による直接放送はどのような地上ネットワークが存在するかに関係なく、いかなる地域、もしくは国にも信号を直接放射できる為に論争的となっているわけであります。更にその技術は常に改良されてはおりますけれど、隣りの国への信号が、スピルオーバーと呼ばれておりますが、輻射する可能性があるわけであります。結果として、衛星による直接放送の信号を受信するいかなる国からも、前もって同意を得ておく必要性、並びにそういう直接放送番組の内容を管理する必要性が、ヨーロッパや国連、あるいは国際電気通信連合と呼ばれている I T U によりまして、討議の対象になっております。何年もこの問題については討議されたわけですが、国連の総会決議におきまして衛星による直接放送サービスは、受信国の承認なしに開始されるべきでない旨を勧告する決議案が1982年末に採択されております。この決議案は拘束力を持たないわけですが、国連及び他の国際機関が将来採択するかもしれません衛星による直接放送に関する条約の基礎となるというようにも言えるかもしれません。

●越境データ流通に対する障壁の影響

今述べました国際データ流通に対する障壁の影響を計量する事はしばしば困難ではありますが、それらの障壁が国際的ビジネス活動を乱し、将来の市場の開拓を妨げかねない事を示す十分な証拠はございます。ある場合には、企業はこれらの障壁による費用を海外でビジネスを行う営業費用に繰り入れるわけですが、しかし他の場合には障壁が市場参入を採算のとれないものにしてしまったり、ある種の製品あるいはサービスの提供能力を制限してしまったりします。障壁を設ける事から生ずる不確実性の為に、企業は新しい海外活動に投資するとか、あるいは市場を拡大するとか、新しい製品やサービスを提供する危険を冒すとかの活動を躊躇させられているという面もあります。

例えは大企業の在外子会社が本社のコンピュータ装置と接続するのではなくて、子会社が所在する国のコンピュータ機器あるいはソフトウェアを購入するように強制されると致しますと、情報処理費用は大幅に増大致しまして、事業運営上の非効率性が高くなるわけです。更にこれに加えまして、効率的な情報交換が妨げられる為に、在外子会社の効率的管理と新製品やサービスの効率的販売を行なう能力が低下するというような事も起こって参ります。このように生産性は低下し、戦略開発の機会は失なわれるという事も起こって参ります。

国際データ流通に対する障壁が、一産業全体の成長にマイナスの影響を与える可能

性を持っている事は、金融業が実際に示しているわけです。国際決裁の自動処理システムは瞬時も休む事なく作動しているわけで、もしデータの通信が阻害されるならば、その影響は国際銀行あるいは金融サービスを提供している企業から成るコミュニティ全体に広がるという事が言えるわけです。この事からも明らかのように、一般的な経済成長はこのような障害によって妨げられると思われます。

これらの制約はコンピューター、あるいは電気通信産業分野におけるアメリカの優位性に対抗する為に、独自の力をつけようと望んでいる国々によって主張されているとも言えます。それらの国々の経済発展を遅くさせる可能性も指摘されるわけであります。あるいはこの制限的な措置は、技術革新の衰退と生産性の低下をもたらし、それらを通じて育ちつつある情報市場への全ての参入者の前に開かれている潜在的な機会を制限するというような可能性も出て来るわけです。

●越境データ流通問題への解答

データ流通問題の解決という事が一体できるのかという事ですが、越境データ流通に関する懸念が広い範囲の問題にわたっている為に、一つの政策に関する文章であるとか、あるいは国際的なフォーラムでこれらの諸問題が解決され得るわけではありません。最も重要な問題は貿易問題であると示唆する専門家もおりますし、あるいは重要な法律上および人権上の要素が含まれているという指摘をする方もおられるわけであります。現在、様々な問題領域に取り組む為の努力が、二国間あるいは多数国間の交渉の双方を通じて行なわれております。一般的に申しますと、アメリカ以外の諸国は公平な機会を獲得する為と、全ての当事者を保護する為には、規制の新しい枠組みが必要であると考えているわけです。一方アメリカは急速な技術的発展および変化しつつある市場の動きに照らして、将来制約的な機能を果すようになるかもしれないような自由貿易および情報の自由かつ無制限な流通を国家の基本政策というように謳って来ているのですが、自国産業の振興を望む外国政府や行動準則によって情報流通を制限しようとしている国際機関におきましては、このアメリカの政策は批判されて来ているわけです。

また一方で、関税と貿易に関する一般協定—ガット—の交渉に、サービス貿易を含めるよう拡大すべきであるとの提案が、アメリカなどから出されております。更にO E C Dでは国際データ流通宣言の承認を得る努力と、越境データ流通の経済的側面と法的側面についての研究を一層進める為の努力とが行なわれているのです。

アメリカはこうした制限への動きにできる対応の努力として、例えば先程出した国際電気通信連合におきます静止衛星軌道であるとか、あるいは周波数スペクトラムの利用について、より柔軟な計画とか手続きを保障して行くとか、先程出した定まった額の料金制で使用できる専用回線の利用可能性というものをできるだけ維持しようというような働きかけもしております。更に、例えば国連などにおきましては、終始一貫して情報の自由な流通に対して制限しようとする試みに対しては、反対しているわけです。そうした反対の動きに対しては、開発途上国の為の技術的な援助プログラムを支援するというような事も一方ではしているわけであります。これらのアメリカの行動は、アメリカが越境データ流通に対する制限の増大という事態に直面するに

つれて、多面的な努力を払う必要があるという認識を深めて来ているという事を示すものだろうと思われます。

日本は情報化社会を実現して行く上で、今まで色々検討して参りました問題にかかわらざるを得なくなって来ているわけです。電気通信、情報サービスの分野でアメリカと共に国際社会で重要な役割りを与えられていると同時に、物や情報の貿易においての障害や障壁をできるだけなくしていく事に大きな国家利益があると認識すれば、事の重大性に対応した新しい電気通信、あるいは情報政策を作つて行く必要にせまられている事に気づかざるを得ません。

ご清聴ありがとうございました。

本田財団レポート

No.1 「ディスカバリーズ国際シンポジウム ローマ1977」の報告 電気通信大学教授 合田周平	昭53.5	No.23 西ドイツから見た日本 電気通信大学教授 西尾幹二	昭56.6
No.2 異文化間のコミュニケーションの問題をめぐって 東京大学教授 公文俊平	昭53.6	No.24 中国の現状と将来 東京外国语大学教授 中嶋嶺雄	昭56.9
No.3 生産の時代から交流の時代へ 東京大学教授 木村尚三郎	昭53.8	No.25 アメリカ人から見た日本及び日本式ビジネス オハイオ州立大学教授 ブラッドレイ・リチャードソン	昭56.10
No.4 語り言葉としての日本語 劇団四季主宰 浅利慶太	昭53.10	No.26 人々のニーズに効果的に応える技術 GE研究開発センター・コンサルタント ハロルド・チエスナット	昭57.1
No.5 コミュニケーション技術の未来 電気通信科学財团理事長 白根禮吉	昭54.3	No.27 ライフサイエンス ㈱三菱化成生命科学研究所人間自然研究部長 中村桂子	昭57.3
No.6 「ディスカバリーズ国際シンポジウム パリ1978」の報告 電気通信大学教授 合田周平	昭54.4	No.28 「鍊金術 昔と今」 理化学研究所地球化学研究室 島 誠	昭57.4
No.7 科学は進歩するのか変化するのか 東京大学助教授 村上陽一郎	昭54.4	No.29 「産業用ロボットに対する意見」 東京工業大学教授 森 政弘	昭57.7
No.8 ヨーロッパから見た日本 NHK解説委員室主幹 山室英男	昭54.5	No.30 「腕に技能をもった人材育成」 労働省職業訓練局海外技術協力室長 木全ミツ	昭57.7
No.9 最近の国際政治における問題について 京都大学教授 高坂正堯	昭54.6	No.31 「日本の研究開発」 総合研究開発機構(NIRA)理事長 下河辺 淳	昭57.10
No.10 分散型システムについて 東京大学教授 石井威望	昭54.9	No.32 「自由経済下での技術者の役割」 ケンブリッジ大学名誉教授 ジョン F. コールズ	昭57.12
No.11 「ディスカバリーズ国際シンポジウム ストックホルム1979」の報告 電気通信大学教授 合田周平	昭54.11	No.33 「日本人と西洋人」 東京大学文学部教授 高階秀爾	昭58.1
No.12 公共政策形成の問題点 埼玉大学教授 吉村 融	昭55.1	No.34 「ディスカバリーズ国際シンポジウム コロンバスオハイオ1982」報告 電気通信大学教授 合田周平	昭58.2
No.13 医学と工学の対話 東京大学教授 渥美和彦	昭55.1	No.35 「エネルギーと環境」 横浜国立大学環境科学研究センター教授 田川博章	昭58.4
No.14 心の問題と工学 東京工業大学教授 寺野寿郎	昭55.2	No.36 「第3世代の建築」 ㈱菊竹清訓建築設計事務所主宰 菊竹清訓	昭58.7
No.15 最近の国際情勢から NHK解説委員室主幹 山室英男	昭55.4	No.37 「日本における技術教育の実態と計画」 東京工業大学名誉教授 斎藤進六	昭58.8
No.16 コミュニケーション技術とその技術の進歩 MIT教授 イシエル・デ・ソラ・ブル	昭55.5	No.38 「大規模時代の終り—産業社会の地盤変動」 専修大学経済学部教授 中村秀一郎	昭58.8
No.17 寿命 東京大学教授 古川俊之	昭55.5	No.39 「ディスカバリーズ国際シンポジウム ロンドン1983」の報告 電気通信大学教授 合田周平	昭58.9
No.18 日本に対する肯定と否定 東京大学教授 辻村 明	昭55.7	No.40 日本人と木の文化 千葉大学名誉教授・千葉工業大学教授 小原二郎	昭58.10
No.19 自動車事故回避のノウハウ 成蹊大学教授 江守一郎	昭55.10	No.41 「人間と自然との新しい対話」 ブラッセル自由大学教授 イリヤ・プリゴジン	昭59.2
No.20 '80年代—国際経済の課題 日本短波放送専務取締役 小島章伸	昭55.11	No.42 「変化する日本社会」 大阪大学教授 山崎正和	昭59.3
No.21 技術と文化 IVA事務総長 グナー・ハンベリュース	昭55.12	No.43 ベルギー「フランダル行政府産業使節団」講演会	昭59.7
No.22 明治におけるエコ・テクノロジー 山本書店主 山本七平	昭56.5	No.44 「新しい情報秩序を求めて」 電気通信大学助教授 小菅敏夫	昭59.7